

# 令和5年度



## 認定こども園(保育園部分)・保育所等



## 利用のご案内

上峰町役場 住民課子育て支援係 TEL52-7412

もくじ	
1 お知らせ ★必ずご確認ください★…………… P2	8 申請に必要な書類…………… P10
2 入所申込みができる要件と入所期間…………… P5	9 マイナンバー記入用紙について…………… P12
3 申し込みから入園までの流れ…………… P6	10 利用者負担額等について(0歳児から2歳児のお子さん) P13
4 給付認定申請について…………… P7	11 利用者負担額等について(3歳児から5歳児のお子さん) P14
5 上峰町内の保育施設について…………… P8	12 認可外保育所等の利用について…………… P16
6 保育を利用できる時間について…………… P8	13 認定こども園(保育園部分)・保育所等の利用に 関するQ&A…………… P17
7 申込書の受付期間・締切日・結果について…………… P9	

入所調整は4月1日時点の年齢で行います。

### 令和5年度年齢早見表

4月1日時点の年齢	生年月日
0歳児	令和4年4月2日～
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日

様式のダウンロードはこちらから

上峰町ホームページ⇒令和5年度認定こども園等の入所申込み

▼URL

<https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003879/index.html>

▼QRコード



# 1 お知らせ ★必ずご確認ください★

---

## 申込前

### 1 園の見学、利用条件の確認

事前に施設の見学、園庭開放及び入園説明会への参加をおすすめします

保育料以外の費用は園によって異なります。見学については、園へ直接お問い合わせください。

### 2 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間等は利用されるお子さんの年齢や園によって異なります。詳しくは園へ確認してください。

なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできません。

### 3 育児休業期間について

保育施設に入所しているお子さんの保護者が育児休業を取得される場合、入所しているお子さんは原則として退所となります。ただし、お子さんの環境を変えないために最長1年程度はその期間中も継続して入所することができます。育児休業を取得される場合は、必ず住民課子育て支援係までご連絡ください。

また、育児休業中の新規入所申し込みはできません。

※ 産後の休暇を取っている方で、雇用の都合上、育児休暇は取得できないが令和4年度中に職場復帰が約束されている場合の申込みに関しては住民課子育て支援係にご相談ください。

### 4 令和5年5月～令和6年3月までに育児休業から復帰される場合の申込みについて 原則、職場復帰する月の1日から入所となります。

ただし、復帰の日が1～10日の場合は「慣らし保育」期間を考慮し、復帰月の前月1日から入所が可能です。

※ 年度が変わる関係により、令和5年4月1～10日までに復帰する場合の令和5年3月入所申込みは認めておりません。

### 5 特別な支援を必要とするお子さんについて

障害やアレルギーのあるお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、住民課子育て支援係と利用を希望する園の両方へ必ず相談してください。

併せて、健康状況調査票へのご記入もお願いします。

### 6 現在、認可外保育施設等を利用しているお子さんについて

就労等により、認可外保育施設等を1か月あたり80時間以上利用している場合は『認可外保育施設等利用証明書』を提出されると加点対象となります。また、利用証明書には、利用している認可外保育施設等から証明を受けてください。

## 7 転入予定の申込書提出について

既に、令和5年4月1日までに上峰町へ転入することが決まっている場合は、転入手続き前であっても申込書を提出することができます。ただし、令和5年4月1日までに転入がされなかったときは、申込辞退とみなします。入所内定の場合も入所保留の場合も、申込みを取り消します。

## 8 令和5年4月入所申込みと令和5年1月から3月入所申込みを同時に提出する場合 受付期間が重なるため、申込書以外の書類は以下の取り扱いが可能です。

### ① 申込書以外の書類<sup>原本</sup>

令和5年4月入所申込用の様式で準備し、令和5年4月入所申込書に添付

### ② 申請書以外の書類<sup>写し</sup>

① をコピーし、令和5年1月から3月入所申込書に添付

## 9 申込書の有効期間について

令和5年4月入所以降、どの月の申込みであっても、有効期間は令和6年3月までとなります。令和5年度に入所保留（待機）になったとき、令和6年3月入所までは利用調整します。ただし、令和6年4月入所以降は申込みが必要です。

## 申込後

### 1 希望施設を変更したいとき

住民課子育て支援係へ「希望保育所等追加変更届」を提出してください。

変更の期限は以下のとおりです。

\*令和5年4月入所（1次受付）申込みをした場合

令和4年12月28日まで

\*令和5年4月入所（2次受付）から令和6年3月入所の間  
の申込みをした場合

各月の受付期間内まで

### 2 育児休業を再延長するために再度保育園等に入所できない通知が必要になったとき

住民課子育て支援係へ「入所保留通知発行申請書」を提出してください。

通知の発行には、申請書提出から約1週間お時間かかりますのでご了承ください。

### 3 家庭の状況や保育の必要性の事由（就労等）が変更になったとき

**必ず住民課子育て支援係に届け出てください。**

#### ① 申込後から結果通知が届くまでの間

\*令和5年4月入所（1次受付）申込みをした場合

令和4年12月28日までに変更後の保育事由に該当する書類（P.11参照）を住民課子育て支援係に提出してください。

\*令和5年4月入所（2次受付）から令和6年3月入所の間のお申し込みをした場合  
各月の受付期間内までに変更後の保育事由に該当する書類（P.11 参照）を住民課子育て支援係  
に提出してください。

② 結果通知が届いた後から入園期間まで

月の途中で認定区分や保育必要量（標準時間／短時間）の変更があった場合、新しい認定区分、  
保育必要量の適用は、翌月1日からとなります。そのため、その月については変更前の  
認定区分、保育必要量、保育料が適用となります。

**変更の届出は毎月15日（土・日・祝日の場合はその前日）が締切日**です。締切日を過ぎて  
変更の届出があった場合は、翌々月からの適用となります。

(1) 上峰町外に転出する（転出された時点で支給認定は解除となります）

転出後も利用中の施設を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。

(2) 上峰町内で転居した

(3) 世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等）

(4) 認定こども園・保育所等を退園する

(5) 仕事を辞めた（求職活動を始めた）

(6) 就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など）

(7) 保育標準時間／保育短時間を変更したい

(8) 育児休業を取得した場合に、すでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したい  
とき

(9) その他家庭の状況に変化があった

※上記(1)～(9)について変更があってもかかわらず、ご連絡が無い場合には退所を  
お願いします。

③ 結果通知が届いた後から入所保留期間まで

上記②と同様の取り扱いをしますので届け出をしてください。

2 保育が必要なくなったとき（申込辞退）

申込みをしていたが事情により保育が必要なくなったときは速やかに住民課子育て支援係へ届け  
出てください。

3 お子さんが3歳になったとき

支給認定はお子さんが誕生日を迎えて3歳になると、自動的に3号認定から2号認定に切り替  
わります。ただし、認定区分が3号認定から2号認定に変わっても、その年度の3月までは保育  
料は変わりません。（2号認定の場合、無償化の開始は翌年度4月からです。）

4 施設の退所について

退所することが決まった時点で速やかに「退所届」を提出してください。

提出先は住民課子育て支援係です。

退所日は原則、月末となります。退所届の提出がない場合は、通園していない期間も保育料をお  
支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

## 2 入所申込みができる要件と入所期間

入所申込みができるのは、集団保育が可能な概ね生後6ヶ月以上から就学前までのお子さんで、以下の2つに該当する場合です。

### (1) 上峰町在住

お子さんと保護者の住民票があること。

上峰町へ転入予定の申込みは、P.3「7 転入予定の申込書提出について」をご覧ください。

### (2) 保育の必要性があり2号認定/3号認定を受けられる

「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気等の理由により「家庭で就学前子どもを保育できない状態」を指します。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団生活に慣れさせるため、あるいは、下の子どもに手がかかるということなどの理由では、入所の対象となりません。

#### ▼保育の必要性一覧表

保育を必要とする理由		保育の必要量	入所できる期間
就労 (就労内定を含む)	月48時間以上就労していること。	*月48時間以上120時間未満の就労 → 短時間 *月120時間以上の就労 → 選択可能(標準時間/短時間) *勤務時間が短時間保育枠を超えることが常態となっている場合 → 選択可能(標準時間/短時間)	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと。	標準時間	5か月以内(出産月を含む前後2か月間)
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもがいて継続利用するとき。	短時間	出生した児童が概ね1歳になるまで
求職活動 (起業準備を含む)	就労の意思があり、求職活動を行っていること。	短時間	3か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月48時間以上就学していること。	*月48時間以上120時間未満の就学 → 短時間 *月120時間以上の就学 → 選択可能(標準時間/短時間)	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	状況により異なる(選択可能) 標準時間/短時間	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護していること。	状況により異なる(選択可能) 標準時間/短時間	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっていること。	標準時間	災害復旧の期間
虐待・DVの恐れ	児童虐待や配偶者からの暴力やその恐れがあること。	標準時間	危険性がなくなるまで
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	その他は必要に応じて判断する	必要と認める期間

### 3 申し込みから入園までの流れ

#### 支給認定申請及び施設の利用申し込み

- ・施設の見学、園庭開放及び入園説明会への参加をおすすめします。  
見学をする場合や、園の方針等の問い合わせは、直接園に連絡をしてください。
- ・認定こども園等、施設によっては園に願書の提出が必要な場合もあります。  
※利用申請の必要がなくなった場合や申請中に家庭状況・就労状況が変わった場合は必ず  
住民課子育て支援係に連絡してください。

#### 支給認定通知書の交付

- ・町より「支給認定通知書」を交付します。この通知書をもって、施設の入所が決定するものではありませんので、ご注意ください。
- ・令和5年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、令和5年2月頃に交付します。

#### 利用調整

- ・入所の調整は、町が行います。
- ・提出された書類の内容により、保護者(父母等)の保育を必要とする状況を確認し、保育の優先度が高いと判断された児童から順に入所調整します。  
**※先着順ではありません。**  
※必要に応じ電話等で調査・確認することがあります。

#### 入所内定

入所調整の結果、入所内定となった場合は町から「入所内定通知書」を送付します。  
入所前の面談に関しては、電話もしくは郵便で施設から直接連絡があります。

#### 入所保留

町から「入所保留通知書」を送付します。  
翌月以降令和6年3月入所まで継続して入所調整を行います。  
翌月以降の入所調整結果のご連絡は、入所可能となり内定した場合のみ行います。

4月入所申込みの受付期間は、1次受付と2次受付(P.9 参照)を記載していますが、2次受付は、1次利用調整の結果、転園や退園により新たに空きが生じた場合に利用調整及び入所内定を行います。※1次利用調整で入所保留となった方は再申込不要

#### 入所承諾及び保育料決定

- ・町から「入所承諾書」、「保育料決定通知」(3歳以上のお子さんは「副食費免除通知」)を令和5年3月の最終週に送付します。

#### 園の利用開始

- ・入所しばらくの間は、お子さまが保育施設での生活に慣れるために短時間での保育(ならし保育)があります。※原則、入所月の1日付けで入所となります。

## 4 給付認定申請について

### (1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	1号認定	施設等利用給付認定	
ウ	2号認定/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	2号認定/3号認定※	施設等利用給付認定	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要となる認定です。施設等利用給付認定(イ・エ)は、幼児教育・保育の無償化により支給される「施設等利用費」を受けるための認定です。それぞれの認定について、保育の必要性が無い場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※施設等利用給付認定の3号認定については、満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方が対象となります。

### (2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類によって、「申請する認定区分」が異なります。どの認定区分を申請するか下表でご確認ください。

希望施設等	必要な認定	保育の必要性	対象年齢	申請する認定区分
認可保育所 地域型保育施設※	教育・保育給付認定 2号認定/3号認定	あり	0～5歳児	ウ
認定こども園(保育園部分)				
認可外保育所	施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	0～5歳児	エ
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業	施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	0～5歳児	

※家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)を指します。

## 5 上峰町内の保育施設について

上峰町内には幼保連携型認定こども園が3つあります。

認定こども園には幼稚園部分と保育園部分があり、それぞれに定員が設けられています。教育・保育の内容は同じ内容で行われます。

入園できる基準は、幼稚園部分は年齢が満3歳以上であること、保育園部分は概ね生後6か月から就学前の児童であることかつ、家庭保育ができないことが要件になっています。

施設名	電話番号	定員	開所時間 (うち延長時間)※
	所在地		
社会福祉法人 美峰福祉会 幼保連携型 ひかりこども園	☎52-0406	1号 15名 2・3号 70名	7:00~18:30 (短時間 16:00~18:30) (標準 18:00~18:30)
	大字坊所699番地 (小学校の西側)		
学校法人 みどり学園 認定こども園かみみね幼稚園	☎52-5073	1号 165名 2・3号 75名	7:00~18:00 (短時間 16:00~18:00) (標準 18:00~19:00)
	大字坊所710番地 (ふるさと学館の向かい側)		
社会福祉法人 ガジュマル ひよ子こども園かみみね	☎52-2186	1号 15名 2・3号110名	7:30~19:00 (短時間 16:00~19:00) (標準 18:30~19:00)
	大字堤1923番地6 (切通北団地の南側)		

※延長保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。詳しくは、各施設へお尋ねください。

## 6 保育を利用できる時間について

保護者の就労時間により「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

- \* 「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）
- \* 「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

(例)

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
保育標準時間（11 時間）			延長保育	
延長保育		保育短時間（8 時間）		延長保育

※保育施設ごとに「保育短時間」8 時間枠を設定しています。その時間を過ぎた場合は延長保育料がかかります。（上峰町の各保育施設の保育短時間は **8:00~16:00** となります。）



## 7 申込書の受付期間・締切日・結果について

下記受付締切日までに、申込書と必要書類をご提出ください。

保育園部分の入所決定は保育の必要性が高い順となります。**先着順ではありません。**

### 【申込書の配布・受付】

- ・配布開始 令和4年10月3日(月曜日)
- ・配布場所 住民課子育て支援係で受け取り／ホームページからダウンロード
- ・受付場所 住民課子育て支援係  
 ※郵送での受付も可能です。ただし、住民課子育て支援係に到着した日が受付日となりますのでご注意ください。

4月入所申込み(2次受付)の入所調整は、空きが生じた場合にのみ行います。

### 【受付期間と結果通知の発送】

入所希望月		受付期間	結果通知発送予定日
4月	1次受付	令和4年11月1日～令和4年11月30日	令和5年2月3日
	2次受付	令和5年1月16日～令和5年2月28日	令和5年3月8日
5月		令和5年2月20日～令和5年3月15日	令和5年4月3日
6月		令和5年3月20日～令和5年4月14日	令和5年5月1日
7月		令和5年4月20日～令和5年5月15日	令和5年6月1日
8月		令和5年5月22日～令和5年6月15日	令和5年7月3日
9月		令和5年6月20日～令和5年7月14日	令和5年8月1日
10月		令和5年7月20日～令和5年8月15日	令和5年9月1日
11月		令和5年8月21日～令和5年9月15日	令和5年10月2日
12月		令和5年9月20日～令和5年10月13日	令和5年11月1日
1月		令和5年10月20日～令和5年11月15日	令和5年12月1日
2月		令和5年11月20日～令和5年12月15日	令和6年1月9日
3月		令和5年12月20日～令和6年1月15日	令和6年2月1日

※入所日は各月の初日(1日)となります。

※町外の施設へ入所希望の場合の受付締切日は、希望施設が所在する市町村の受付期限の1週間前までとします。また、結果通知発送は、希望施設が所在する市町村の回答を受けて上峰町が通知を発送しますので上記のスケジュールとは異なります。

★申込書は入園後も毎年度提出が必要です。町内在園児及び町外幼稚園部分の在園児のご案内は園を通じて行います。町外保育園部分の在園児には住民課からご連絡します。

## 8 申請に必要な書類

### (1) 全ての方が必要な書類

・申込書(教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書及び施設等利用給付認定申請書)

…児童 1 人につき 1 部必要

・家庭状況に関する提出書類等確認表…児童 1 人につき 1 部必要

・保育を必要なことを証明する書類※…次の(3)の表を確認してください。

※保護者及び入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母について保育の必要性を証明する書類が必要です。

### (2) 該当する方が必要な書類

児童の健康状況調査票	<u>新入園児と転園を希望する児童</u> は提出が必要です。
マイナンバー記入用紙	<u>新入園児の世帯</u> やマイナンバーが変更になった方がいる世帯は提出が必要です。詳しくは P.12 をご確認ください。
認可外保育施設等利用証明書	就労等により、認可外保育施設等を 1 か月あたり 80 時間以上利用している場合に提出してください。入所選考の加点対象となります。
広域入所希望理由書	上峰町外の認定こども園、保育所等を希望する場合に必要です。
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外に住所があるが、令和 5 年 4 月 1 日までに上峰町へ転入することが決まっている場合に必要です。
保護者名義の通帳の写し	施設等利用給付認定の 2 号認定/3 号認定(P.7 のエ)を申請する場合に提出が必要となることがあります。既に提出している場合は不要ですが、口座を変更する場合は必要です。
戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出を求める場合があります。
障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書の写し	
所得課税証明書、市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによって税情報が確認できない場合に提出を求める場合があります。

(3) 保育の必要性を証明する書類

※きょうだいで同時に申請を行う場合、証明する書類は 1 部提出してください。

保護者等の状況	必要な書類	留意点
会社員・公務員等	就労証明書	※産休中又は育休中の方も提出してください。 ※就労内定者の方は、就労開始後 1 か月以内に「就労開始証明書」を提出してください。
自営業者		・開業届書、営業許可書、確定申告書又は請負契約書の写しを添付
農業従事者		・確定申告書の写しを添付
出産を予定の方、 疾病や心身の障害をお持ちの方	出産・疾病に関する申立書	・出産のとき：母子手帳(保護者の氏名、住所及び出産予定日がわかるページ)の写しを添付 ・疾病のとき：医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付
看護・介護をしている方	同居家族看(介)護 従事申立書	・要看(介)護者に係る医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付
学校・職業訓練校 等に在学中の方	在学申立書	・在学証明書又は学生証の写しを添付
求職中の方	求職状況申立書	・「雇用保険受給資格者証」又は「ハローワーク受付票」の写しを添付 (既にお持ちの場合のみ) ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している方	同居祖父母の保育状況申立書	

## 9 マイナンバー記入用紙について

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。提出できない方に関しては、後日所得課税証明書等の提出を依頼します。

### 《必要な書類》

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) マイナンバー記入用紙 | } 申請を行う保護者の分のみ提出してください<br>(申請児童及びその他の方の書類は不要です) |
| (2) 本人確認書類     |   |
| ① 番号確認書類       |   |
| ② 身元確認書類       |   |

### (1) マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、申込書に記入した申請児童、申請児童の保護者及び家族の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。)

### (2) 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申込書及びマイナンバー記入用紙の「保護者氏名」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認書類」と「②身元確認書類」)が必要です。

### ※提出の際の注意点※

園経由で申請の際は、**申請用封筒**にマイナンバー記入用紙、本人確認書類の写しを入れ、封をして提出してください。ただし、住民票については原本を提出してください。

また、公的証明書として保険証の写しを提出する場合は、**記号・番号が見えないようにマスキング**してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。

(コピーを用意していただく必要はありません。)

①番号確認書類	いずれか1点	
	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード	・マイナンバーが記載された住民票
②身元確認書類	1点で可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
	・マイナンバーカード(表面) ・パスポート ・精神障害者手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
園経由での申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日または住所 が分かる面のコピーを 同封	2点必要なもの A2点 または A1点とB1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 <「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの>	B 顔写真付の証明書 <顔写真の掲載があるもの>
	・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

## 10 利用者負担額等について（0歳児から2歳児のお子さん）

施設型給付の認定こども園・保育所等を利用する3号認定(0歳児から2歳児)のお子さんの保育料は町にて算定を行います。住民税非課税世帯のお子さんの保育料は無償です。

保育料金表は別紙のとおりです。

### (1) 保育料の算定方法

保育料は、保育に係る費用として保護者(父母)の市町村民税を合算した額(同居の祖父母等の市町村民税額を合算する場合もあります。)及び入所する年度の4月1日現在のお子さんの年齢で決定します。

毎年9月に保育料の改定を行うため、所得により保育料が増減することがあります。

令和5年									令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度市町村民税 (令和3年1月1日～12月31日までの所得)					令和5年度市町村民税 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

### 同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する基準

次の①～③全てを満たす場合。(9月より令和4年分の収入で判定します。)

- ① 父母のいずれも令和4年度市町村民税が非課税。
- ② 父母のいずれも令和3年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の令和3年分所得の総額が、同居の祖父母等の所得より低い。

※「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。

※扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

### (2) 保育料の減免

・2人以上の児童が同時に認可保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合は、保育料が減免されます。

・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親家庭世帯の方については、保育料が減免される場合があります。詳しくは、住民課子育て支援係へお尋ねください。

### (3) 保育料納付方法

認定こども園等を利用する場合は、園に納付していただきます。納付方法は園にお尋ねください。

認可保育所を利用する場合は、上峰町に納付していただきます。納付方法は次のいずれかの方法です。

#### ① 納付書

#### ② 口座振替(佐賀銀行・佐賀共栄銀行・佐賀県農業協同組合・ゆうちょ銀行)

※口座振替での納付にご協力をお願いします。ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書は上峰郵便局にあります。

その他の金融機関の口座振替依頼書は住民課に準備しています。

保育料は、園を円滑に運営するため、お子さんに充実した保育環境を提供できるよう、納期限までの納入にご協力をお願いします。

## 1.1 利用者負担額等について（3歳児から5歳児のお子さん）

幼児教育・保育の無償化により、施設型給付の認定こども園・保育所等を利用する2号認定(3歳児から5歳児)のお子さんの保育料は無償となります。なお、実費として徴収されている費用(食材料費、行事費など)は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。

※食材料費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については年収360万円未満相当世帯のお子さんと、全ての世帯の第3子以降のおさんは免除されます。

太枠の外に該当したとき、免除となります。

☆2号認定子ども☆

第1階層	生活保護世帯等	第1子	第2子	第3子以降
第2階層	市町村民税非課税世帯			
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他の世帯	第1子	第2子	第3子以降
第3階層	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満			
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他の世帯	第1子	第2子	第3子以降
第4階層①	市町村民税所得割課税額が			
	77,100円以下のひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	57,700円未満のその他の世帯	第1子	第2子	第3子以降
第4階層②	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	第1子	第2子	第3子以降
第5階層	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	第2子	第3子以降
第6階層	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	第2子	第3子以降
第7階層	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	第2子	第3子以降
第8階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	第2子	第3子以降

ひとり親世帯等とは、次の[1]～[3]に該当する世帯をいいます。

[1]母子家庭・父子家庭等のひとり親

[2]障害のある方(児童)の世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

[3]その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

**\* 階層の判定について \***

保護者の市町村民税額を合計して算定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。

市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

**算定期間と対応する市町村民税額**

令和 5 年									令和 6 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 4 年度市町村民税 (令和 3 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得)					令和 5 年度市町村民税 (令和 4 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得)						

**同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する基準**

次の①～③全てを満たす場合。(9 月より令和 4 年分の収入で判定します。)

- ① 父母のいずれも令和 4 年度市町村民税が非課税。
- ② 父母のいずれも令和 3 年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の令和 3 年分所得の総額が、同居の祖父母等の所得より低い。

※「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。

※扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

**\* 多子のカウント方法について \***

第 1 階層～第 4 階層①:生計を一にする者に限り年齢制限なし

第 4 階層②～第 8 階層:0 歳～小学校就学前までの子どもの数

住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年 3 月末と 8 月末に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

## 1.2 認可外保育所等の利用について

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業(以下「認可外保育所等」という。)を利用する3歳児から5歳児、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料が無償化の対象となります。

無償化の給付を受けるには、施設等利用給付認定2号認定/3号認定を受ける必要があります。

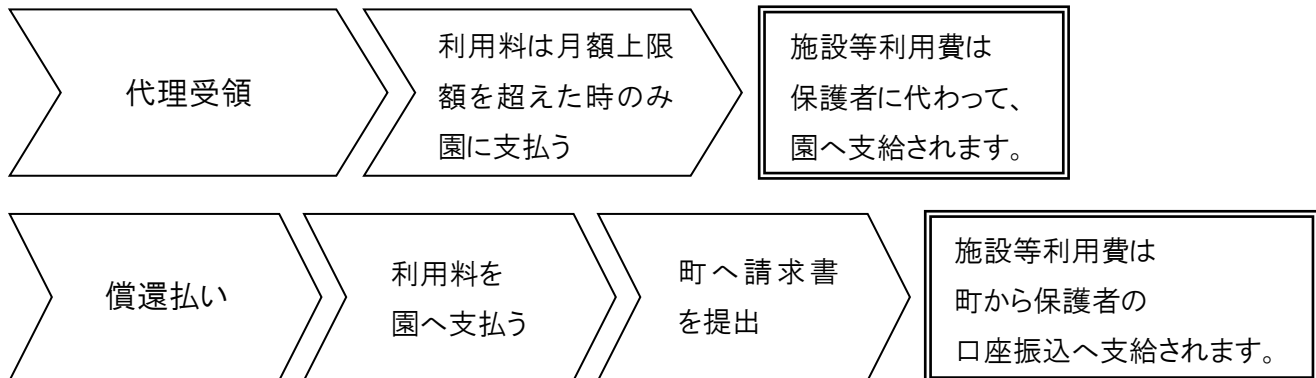
### (1) 認可外保育所等の無償化について

施設等利用給付認定の2号認定・3号認定(P.5のエ)を受けた場合は、認可外保育所等の保育料が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	37,000円
3号認定	保育の必要性がある、 <b>住民税非課税世帯</b> の0歳児から2歳児までのお子さん	42,000円

### (2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。

## こんなときは必ず申請してください(認可外施設等)

次のような場合は、申込中・施設利用後にかかわらず、速やかに住民課子育て支援係へ届け出てください。

- (1) 上峰町外に転出する(転出された時点で給付認定は解除となります)
- (2) 上峰町内で転居した
- (3) 世帯構成に変化があった(離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等)
- (4) 認可外保育所を退所する
- (5) 仕事を辞めた(求職活動を始めた)
- (6) 就労状況が変わった(勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)
- (7) 育児休業を取得した場合に、すでに認可外保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき
- (8) その他家庭の状況に変化があった



## 1.3 認定こども園(保育園部分)・保育所等の利用に関する Q&A

### Q1. 申込みをすれば必ず入園できますか？また、先着順ですか？

A1. 必ず入園できるとはかぎりません。入園希望者が定員を超過した場合は、提出いただいた書類から選考となりますのでご了承の上お申し込み下さい。保留(待機)になった場合も想定しておいて下さい。また、入所選考時に書類提出の順番は関係ありません。

### Q2. 入所申込みをして待機している期間が長ければ優先されますか？

A2. 優先されません。申込者の中で保育の必要性が高い方からの入所となります。

### Q3. 求職中できょうだい 2 人申し込みをし、上の子のみ入園決定した場合、下の子が入園できるまで就労せず在園可能でしょうか？

A3. 下の児童を親族・認可外保育施設等に預けるなどして一定期間内に就労していただきます。

### Q4. 承諾後、入園時期の変更や転園はできますか？

A4. 保育施設では、保育士数・施設条件等から 1 年を通じた児童受け入れを計画・調整・決定しているため、原則認められません。また、正当な理由がある場合でも、人員配置や転園希望など園の状況により、対応できない場合は入所承諾取消・再選考となることもあります。

### Q5. きょうだい児は優先して同じ保育施設にしてもらえますか？

A5. 出来るだけきょうだいは同じ保育施設になるよう考慮はしますが、空き状況により難しい場合があります。

### Q6. 求職中でも申し込みはできますか？

A6. 申し込みは可能です。ただし、就労している場合でも保留(待機)になる方がいる状況ですので十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、雇用保険の失業給付の支給日数が 90 日となっていることから、90 日を基本的な期間として入所決定をします。90 日以内に、就労が決まらない場合(月労働時間 48 時間以上)原則退園となります。

### Q7. 出産で申し込むと必ず入園できますか？また、入園した後、就労した場合は引き続き在園可能ですか？

A7. 出産での申し込みは、保育を必要とする程度が高まるため優先的に調整しますが、必ず入園できる訳ではありません。入園は期間限定の取扱いとなります。期間終了後は原則退園となりますので、再入園には再選考が必要です。

### Q8. 両親が別居していますが、申込みには 2 人分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、2 人分の税額が対象となりますか？

A8. 原則、2 人分の書類が必要です。保育料算定も 2 人の税額が対象です。

### Q9. 母子(父子)家庭の保育料は軽減となりますか？

A9. 必ずしも軽減される訳ではありません。保育料が第 2 階層・第 3 階層及び第 4 階層一部の方のみ、軽減を受けることができます。

### Q10. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A10. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育を必要とする理由がなくなり原則退園となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を提出していただきます。また、認定こども園であれば 3 歳以上児については、園の許可があれば 1 号へ認定変更することも可能です。まずは住民課子育て支援係までご相談ください。

### Q11. 保育所(2・3 号)と幼稚園(1 号)の違いはなんですか？

A11. 保育所は「就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設」であり、幼稚園は「小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校」です。そのため、幼稚園はお子さまが 3 歳になっていれば入園が可能となり、保護者や家庭状況を問われませんが、保育所は保護者が何らかの理由で、家庭で保育できない期間のみ(及び、その状況が証明される場合のみ)入所及び在園の資格が発生します。このため保育所は小学校入学までお預かりすることを保証するものではありません。

### Q12. 同居のおじ、おばの勤務証明書は必要ですか？

A12. 必要ありません。

### Q13. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？

A13. 新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については入園までに、住民課子育て支援係よりお知らせします。

### Q14. 年度途中より 4 月から申込みをする方が入園できる可能性は高いですか？

A14. 一般的に、4 月から申込みをされるほうが入園の可能性は高いと思われませんが、年度途中でも施設に空きがあれば入園することは可能です。年度によって入園希望の傾向が異なるので、一概に入園できる可能性が高い時期をお答えすることはできません。